平成３０年（フ）第４１１号
京都市伏見区西大黒町1037番地　メゾン・ロワール206号
債務者　織田　利清
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
松江市学園南２丁目18番５号、前住所鳥取市北園２丁目140番地２　県住２―304
債務者　稲本　彩夏
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９１号
佐賀市長瀬町11番12号　白鳩コーポ103号
債務者　本門　えみ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９６号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｃ―131号
債務者　池田　孝治
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
熊本市中央区水前寺１丁目13番11号　サンガーレンハイツ304、前住所熊本市中央区国府２丁目２番４―507号　県営堀ノ内団地
債務者　山下貴美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
宮崎県延岡市土々呂町１丁目298番地22
債務者　渡辺伊津子（旧姓山中・森・渡邊）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５４号
石川県かほく市外日角ホ76番地10
債務者　新甫　央子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６０号
福岡県久留米市善導寺町飯田517番地６
債務者　伊藤　慶子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第７９号
福岡県久留米市津福今町404番地56　ＡＹＡコーポ102号
債務者　川口ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第８０号
福岡県久留米市長門石２丁目８番８号
債務者　生島　久子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第９０号
福岡県久留米市梅満町260番地１　住宅型有料老人ホーム　くるめディカルハウス　楠の木、前住所福岡県久留米市白山町210番地１　住宅型有料老人ホーム　福寿苑
債務者　園田　幹夫
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１５８号
熊本市南区城南町坂野346番地
債務者　大澤　光也
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３１５号
千葉県松戸市五香西２丁目20番地の20　カドー101号
債務者　志子田善徳
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４号
山口県岩国市尾津町１丁目14番８号
債務者　静間　清貴
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１８号
山口県岩国市新港町４丁目14番38―101号
債務者　小坂　千春
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第４０号
佐賀市成章町１番14号　パシフィック佐賀Ⅱ305
債務者　井澤　崇宏
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
佐賀市大財１丁目６番11号　茶千アパート
債務者　池田ミサ子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係